

高知くらしの護身術

202

送り付け商法

慌てて代金払わないで

(2011年 3月22日掲載原稿)

「自宅に注文した覚えのない商品が届き、請求書が同封されていた」との相談が寄せられます。これは「ネガティブオプション」、または「送り付け商法」と呼ばれる悪質商法の一つ。商品を受け取った消費者に「購入しなければならない」と勘違いさせて代金を支払わせるものです。

商品の送付は業者からの売買契約の「申し込み」に当たり、消費者の「承諾」の意思表示がなければ契約は成立しません。請求書が同封されていても、その時点で支払いの義務はありません。慌てて代金を支払ってしまうと売買契約の「承諾」と見なされ、返金させるのは困難になるので注意してください。

では、商品はどうすればいいでしょう。消費者には商品を返送する義務もありません。しかし、購入しない限り所有権は業者にあり、処分もできず困ってしまいます。

そこで、特定商取引法では「売買契約に基づかないで送付された商品」について、次の場合は消費者が自由に処分できることを定めています。消費者が商品を受領した日から14日を経過した場合△消費者が業者に引き取り請求をした日から7日を経過した場合一、これは商品が何であれ適用されます。

一方、年度末を迎える今の時期には、「毎月、会社に書籍が届き、寄贈されたと思っていたら年度末に年間の請求書が届いた」という、会社などへの送り付け事例もみられます。

特定商取引法の規定は消費者保護の目的であり、事業者には適用されません。しかし、契約が成立していなければ支払い義務がないのは同じ。送り付けた業者に対して、契約の意思がないこと、支払はしないこと、商品を引き取ってほしいこと、今後の送付を断る旨を書面で通知しましょう。送付には簡易書留、特定記録郵便など記録に残る方法を利用しましょう。